

「独占禁止法審査手続に関する論点整理」に係る意見書

平成 26 年 7 月 11 日

一般社団法人電子情報技術産業協会

1. 実態解明機能と防御権の確保の関係について、両者は対立概念ではなく、一方が拡充されると他方が下がるという関係ではない。あくまで防御権(デュープロセス)は、実態解明機能の前提として要請されているものと考えられる。検討においては、この点を前提としていただきたい。
2. 公取委自身が、立入検査の際の弁護士立会いについては、「実務上許容している」とし、さらに、提出資料の謄写についても円滑な遂行が妨げられない範囲で応じているとのことである。そうであれば、立入検査を受ける企業に対してその旨を明示されるべきと考える。なお、「円滑な遂行が妨げられない範囲」を理由として謄写を拒否されるおそれがあるので、具体的にどのような場合が「円滑な遂行を妨げられる範囲」に該当するのかを定める必要がある。
3. 立入検査の際及びその後の「任意」の事情聴取については、「任意」である以上、弁護士立会い、聴取を中断して弁護士に電話等で相談、録音録画、メモの録取等は本来禁止できないはずであるが、公取委では、実務上、これらを認めていないとのことである。これらについては、原則通り、認めるべきと考える。また、聴取時点で従業員に対して「任意」の意味及び禁止されない事項が明示されるべきと考える。
4. 秘匿特権については、刑事事件においても接見交通権によって秘密保証がなされている。また、民事刑事の訴訟法上の証言拒絶権、押収拒絶権、文書提出義務の例外や弁護士法の秘密保持義務により弁護士の側では秘密保証がなされているところ、秘匿特権を認めないとそれらの法の趣旨が有名無実化するおそれがある。さらに、日本の審判や裁判において秘匿特権の対象となりうる文書が一旦開示されると、海外の秘匿特権まで失われるという具体的弊害も生じる。したがって、秘匿特権/秘密保証はなされるべきと考える。
5. 従業員と会社との利益相反について多くの意見が掲載されているが、事情聴取に先んじて従業員の求めに応じ従業員自身の弁護士を選任すれば、企業の弁護士が立ち会うと供述内容が会社に知られるから萎縮するとの懸念は払拭されるはずである。
6. 公取委が認定した事実を否定しうる証拠も含めて、公取委が保有する証拠については全て証拠開示(謄写)が認められるべきである。無用な紛争の防止による事件の早期解決、真相解明等、行政調査の円滑化や法の適正な執行につながる。

以上